

悪質商法から高齢者を守る

## なごや見守り情報 第4号

### 景品をもらうだけのつもりが、雰囲気のにまれて布団を購入することに

繁華街の路上で「無料でサポーターをあげます」と若い男性から声をかけられ、ついていった。近くのビルの2階のカラオケ店に行くと、すでに20名ぐらいの人がいて、「当たれば磁気健康商品を差し上げます。」と言われ、みんな手で手を上げ、磁気シートなどをもらい、さらに2万円もする腰のサポーターが全員に配られた。

磁気布団のときに手を上げたら「当たりました。」と言われ、会場の前の方に座っていたので帰れない状態になり、車で布団と一緒に自宅まで送ってもらった。その会社の人と銀行へ行き、38万円下ろして支払った。(80代 女性)

### SF商法(催眠商法)にご注意を

「粗品を配っている」「新商品を紹介している」等と主に高齢者を誘い、閉め切った会場に人を集めて、台所用品、健康商品などを無料で配って気持ちを高揚させた後に、高額な商品売りつける手口です。

ターゲットになりやすいのは高齢者です。

販売するのは羽毛布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品などです。



### アドバイス

無料につられ、安易について行かないように。会場に行かないのが一番です。SF商法で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができ、無条件で解約ができます。布団や健康器具は使用したとしてもクーリング・オフができます。

現金払いは避けましょう。たとえクーリングオフができたとしても、一度支払ったお金を悪質な業者から取り戻すのは大変なことです。

脅迫的な態度をとられたら警察へ届けましょう。

### (相談先) 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 11階

平日 TEL052 222-9671

土・日 TEL052 222-9690

年末年始・祝日を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)